

韓国民法の成年後見制度に関する条文の翻訳

尹 敬 勳

I. 序

2011年3月、韓国の成年後見制度が抜本的に改正され、2013年7月から施行されている。改正民法は、禁治産・限定禁治産者制度を廃止し、本人の意思と残存（現存）能力に応じて成年後見・限定後見・特定後見の三類型にするなど、後見の種類と内容を多様化させている。また、本人が契約により後見の内容を自由に設計することのできる後見契約（任意後見）制度をも導入した。

かつての禁治産・限定禁治産者制度の下では、精神的な能力に重大な障害がある者のみが後見を利用することができたが、改正民法では後見の種類と内容が多様化され、意思能力のない状態に等しい者から精神的欠陥の軽微な者まで幅広く後見を利用することができるようになった。また、自然人のみならず、法人も後見人になることが可能となり、さらに、親族会を廃止する代わりに後見監督人制度を設け、後見人に対する監督機能を強化した。また、未成年後見におけるとは異なり、成年後見の場合には後見人および後見監督人を複数選任できるようにした。

韓国の儒教的家族社会から脱皮するために、成年後見制度の改正案が示

されるようになると、日本でも成年後見制度の導入に関する背景や意義について議論がなされるようになった。

例えば、金祥洙は、2009年の時点で成年後見制度に関する条文が作成される段階の議論や背景を紹介し、高齢化社会における社会福祉の視点と青少年の社会的・経済的現実を踏まえた上での支援という二つの側面から成年後見制度の法改正が行われていると説明している。¹⁾ また岡孝は、韓国の成年後見制度の改正案に関して詳細な紹介をしている。²⁾ 鄭鐘休もまた、韓国民法の改正状況を紹介する中で、成年後見制度に関して言及している。³⁾

改正後をみると、例えば、朴仁煥は、日本の成年後見制度と比較をしつつ、韓国の新しい成年後見制度の構造を分析しながら、韓国の新成年後見制度が、主に成年後見に対する運用に偏る構造的問題があると捉えた。⁴⁾ さらに、比較研究の視点から、村田彰は、東アジアの成年後見制度を包括的に捉える中で、日本の成年後見制度の今後のあり方を検討する上で、韓国の成年後見制度の検討および運用実態の把握が有用であると指摘した。⁵⁾

しかし、朝日の新しい成年後見制度を詳細かつ網羅的に日本語で紹介した研究はまだ十分であるとは言えないように思われる。そこで、以下では、改正民法の条文中、今後の研究の礎にあるべく、成年後見制度に関する部分を日本語で紹介することにする。

なお、「피성년후견인」, 「피한정후견인」, 「피특정후견인」は、日本語に直訳するとそれぞれ「被成年後見人」, 「被限定後見人」, 「被限定後見人」となるが、ここでは「成年被後見人」, 「限定被後見人」, 「特定被後見人」と訳すこととし、日本の民法典の表記に従っている。

Ⅱ. 韓国成年後見制度に関する条文の細訳

第1編 総則

第2章 人

第1節 能力

第9条（成年後見開始の審判）

- ① 家庭法院は、疾病、障害、老齢その他の事由に起因する精神的制約により、事務を処理する能力が継続的に欠けている者については、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、限定後見人、限定後見監督人、特定後見人、特定後見監督人、検事又は地方自治団体の長の請求により、成年後見開始の審判をする。
- ② 家庭法院は、成年後見開始の審判をするときには、本人の意思を考慮しなければならない。

第10条（成年被後見人の行為と取消し）

- ① 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。
- ② 第1項にもかかわらず、家庭法院は、取り消すことができない成年被後見人の法律行為の範囲を定めることができる。
- ③ 家庭法院は、本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人、成年後見監督人、検事又は地方自治団体の長の請求により、第2項の範囲を変更することができる。
- ④ 第1項にもかかわらず、日用品の購入など日常生活に必要であり、その対価が過度でない法律行為は、成年後見人が取り消すことができない。

第11条（成年後見終了の審判）

成年後見開始の原因が消滅したときには、家庭法院は、本人、配偶者、

4親等内の親族，成年後見人，成年後見監督人，検事又は地方自治団体の長の請求により，成年後見終了の審判をする。

第12条（限定後見開始の審判）

- ① 家庭法院は，疾病，障害，老齢その他の事由に起因する精神的制約により，事務を処理する能力が不足している者については，本人，配偶者，4親等内の親族，未成年後見人，未成年後見監督人，成年後見人，成年後見監督人，特定後見人，特定後見監督人，検事又は地方自治団体の長の請求により，限定後見開始の審判をする。
- ② 限定後見開始の場合には，第9条第2項の規定を準用する。

第13条（限定被後見人の行為と同意）

- ① 家庭法院は，限定被後見人が限定後見人の同意を得なければならない行為の範囲を定めることができる。
- ② 家庭法院は，本人，配偶者，4親等内の親族，限定後見人，限定後見監督人，検事又は地方自治団体の長の請求により第1項の規定による限定後見人の同意を受けなければならない行為の範囲を変更することができる。
- ③ 限定後見人の同意を要する行為について限定後見人が限定被後見人の利益を侵害する懸念があるにもかかわらず，その同意をしないときは，家庭法院は，限定被後見人の請求により，限定後見人の同意に代わる許可をすることができる。
- ④ 限定後見人の同意を要する法律行為を限定被後見人が限定後見人の同意なしに行ったときは，その法律行為を取り消すことができる。ただし，日用品の購入など日常生活に必要であり，その対価が過度でない法律行為については，その限りではない。

第14条（限定後見終了の審判）

限定後見開始の原因が消滅した場合には、家庭法院は、本人、配偶者、4親等内の親族、限定後見人、限定後見監督人、検事又は地方自治団体の長の請求により、限定後見終了の審判をする。

第14条の2（特定後見の審判）

- ① 家庭法院は、疾病、障害、老齢その他の事由に起因する精神的制約を一時的後援または特定の事務に関する後援が必要な者については、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、検事又は地方自治団体の長の請求により、特定後見の審判をする。
- ② 特定後見は、本人の意思に反することができない。
- ③ 特定後見の審判をする場合には、特定後見人の期間や事務の範囲を定めなければならない。

第14条の3（審判との関係）

- ① 家庭法院は、限定被後見人又は被特定後見人について成年後見開始の審判をするときは、従前の限定後見または特定後見の終了審判をする。
- ② 家庭法院は、成年被後見人又は被特定後見人について限定後見開始の審判をするときは、従前の成年後見または特定後見終了の審判をする。

第15条（制限能力者の相手方へ確答を促す権利）

- ① 制限能力者の相手方は、制限能力者が能力者となった後、その者に1ヶ月以上の期間を定めて、取り消すことができる行為を追認するかどうかの確答を促すことができる。能力者になった者がその期間内に確答を発しなければ、その行為を追認したものとみなす。
- ② 制限能力者がまだ能力者とならない場合には、その法定代理人に第1項の促しをすることができ、法定代理人がその定められた期間内に確答

を発しない場合には、その行為を追認したものとみなす。

- ③ 特別な手続を要する行為は、その定められた期間内にその手続を踏んだ上で確答を発しなければ、取り消したものとみなす。

第16条（制限能力者の相手方への撤回権と拒絶権）

- ① 制限能力者が締結した契約は、追認があるときまで、相手方はその意思表示を撤回することができる。ただし、相手方が契約時の制限能力者であることを知った場合にはこの限りではない。
- ② 制限能力者の単独行為は、追認があるときまで、相手方において拒絶することができる。
- ③ 第1項の撤回又は第2項の拒絶の意思表示は、制限能力者についてもすることができる。

第17条（制限能力者の詭計）

- ① 制限能力者が詭計によって自己を能力者として信じさせた場合には、その行為を取り消すことができない。
- ② 未成年者や限定被後見人が詭計によって法定代理人の同意があるものと信じさせた場合においても、第1項と同様である。

第4編 親族

第3章 婚姻

第1節 婚約

第802条（成年後見と婚約）

成年被後見人は、父母又は成年後見人の同意を得て婚約することができる。この場合、第808条の規定を準用する。

第2節 婚姻の成立

第808条（同意が必要な婚姻）

- ① 未成年者が婚姻をする場合には、親権者の同意を得なければならない、父母のいずれかが同意権を行使することができないときは、一方の同意を得なければならない、いずれの父母も同意権を行使することができないときは、未成年後見人の同意を得なければならない。
- ② 成年被後見人は、父母又は成年後見人の同意を得て婚姻をすることができる。

第5節 離婚

第835条（成年後見と協議上の離婚）

成年被後見人の協議上の離婚については、第808条第2項の規定を準用する。

第4章 親と子

第1節 嫡出子（親生子）

第848条（成年後見と親生否認の訴え）

- ① 夫又は妻が成年被後見人である場合には、その成年後見人が成年後見監督人の同意を得て親生否認の訴えを提起することができる。成年後見監督人がいないか、同意することができないときは、家庭法院にその同意を代えて許可を請求することができる。
- ② 第1項の場合、成年後見人が親生否認の訴えを提起しない場合には、成年被後見人は、成年後見終了の審判があった日から2年以内に親生否認の訴えを提起することができる。

第5章 後見

第1節 未成年後見と成年後見（改正 2011.3.7.）

第1款 後見人（新設2011.3.7.）

第928条（未成年者に対する後見の開始）

未成年者に親権者がいない場合、又は親権者が法律行為の代理権と財産管理権を行使することができない場合には、未成年後見人を置かなければならない。

第929条（成年後見審判による後見の開始）

家庭法院の成年後見開始の審判がある場合には、その審判を受けた者に成年後見人を置かなければならない。

第930条（後見人の数と資格）

- ① 未成年後見人の数は、一人とする。
- ② 成年後見人は、成年被後見人の身上と財産に関するすべての事情を考慮して複数の者を置くことができる。
- ③ 法人も成年後見人になることができる。

第931条（遺言による未成年後見人の指定等）

- ① 未成年者に親権を行使する父母は、遺言で、未成年後見人を指定することができる。ただし、法律行為の代理権と財産管理権がない親権者はこの限りではない。
- ② 家庭法院は、第1項の規定により未成年後見人が指定された場合でも、未成年者の福利のために必要な場合には、生存している父や母、未成年者の請求により、後見を終了し、生存している父母を親権者として指定することができる。

第932条（未成年後見人の選任）

- ① 家庭法院は、第931条の規定により指定された未成年後見人がない場合には、職権で、又は未成年者、親族、利害関係人、検事、地方自治団体の長の請求により、未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けた場合にも同様である。
- ② 家庭法院は、親権喪失の宣告又は代理権及び財産管理権の喪失の宣告により、未成年後見人を選任する必要がある場合には、職権で、未成年後見人を選任する。
- ③ 親権者は、代理権及び財産管理権を辞退した場合には、遅滞なく、家庭法院に未成年後見人の選任を請求しなければならない。

第933条

削除〈2011.3.7〉

第934条

削除〈2011.3.7〉

第935条

削除〈2011.3.7〉

第936条（成年後見人の選任）

- ① 第929条の規定による成年後見人は、家庭法院が職権で選任する。
- ② 家庭法院は、成年後見人が死亡、欠格その他の事由により欠けた場合にも、職権で又は成年被後見人、親族、利害関係人、検事、地方自治団体の長の請求により、成年後見人を選任する。
- ③ 家庭法院は、成年後見人が選任された場合にも必要と認めるときは、職権で又は第2項に規定する請求権者や成年後見人の請求により、成年

後見人を追加し選任することができる。

- ④ 家庭法院は、成年後見人を選任するときには、成年被後見人の意思を尊重しなければならないが、他に成年被後見人の健康、生活関係、財産状況、成年後見人となる者の職業や経験、成年被後見人との利害関係の有無（法人が成年後見人になるときには、事案の種類と内容、法人又はその代表者と成年被後見人との間の利害関係の有無をいう）等の事情をも考慮しなければならない。

第937条（後見人の欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者は後見人になれない。

1. 未成年者
2. 成年被後見人、限定被後見人、特定被後見人、非任意後見人
3. 回生手続の開始決定又は破産宣告を受けた者
4. 資格停止以上の刑の宣告を受け、その刑期中にある者
5. 法院から解任された法定代理人
6. 法院から解任された成年後見人、限定後見人、特定後見人、任意後見人とその監督人
7. 行方が明らかでない者
8. 被後見人を相手に訴訟をするか、若しくはしている者、又はその配偶者と直系血族

第938条（後見人の代理権等）

- ① 後見人は、被後見人の法定代理人となる。
- ② 家庭法院は、成年後見人が第1項の規定により有する法定代理権の範囲を定めることができる。
- ③ 家庭法院は、成年後見人が成年被後見人の身上に関して決定できる権限の範囲を定めることができる。

- ④ 第2項及び第3項の規定による法定代理人の権限の範囲が適切でなくなった場合には、家庭法院は、本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人、成年後見監督人、検事又は地方自治団体の長の請求により、その範囲を変更することができる。

第939条（後見人の辞任）

後見人は、正当な事由がある場合には、家庭法院の許可を得て辞任することができる。この場合、その後見人は、辞任の請求と同時に、家庭法院に新たな後見人の選任を請求しなければならない。

第940条（後見人の変更）

家庭法院は、被後見人の福利のために後見人を変更する必要があると認める場合には、職権で、又は被後見人、親族、後見監督人、検事、地方自治団体の長の請求により、後見人を変更することができる。

第2款 後見監督人（新設2011.3.7）

第940条の4（成年後見監督人の選任）

- ① 家庭法院は、必要があると認めるときは、職権で又は成年被後見人、親族、成年後見人、代理人、地方自治団体の長の請求により、成年後見監督人を選任することができる。
- ② 家庭法院は、成年後見監督人が死亡、欠格、その他の事由により欠けた場合には、職権で又は成年被後見人、親族、成年後見人、代理人、地方自治団体の長の請求により、成年後見監督人を選任する。

第940条の5（後見監督人の欠格事由）

第779条の規定による後見人の家族は、後見監督人になることができない。

第940条の6（後見監督人の職務）

- ① 後見監督人は、後見人の事務を監督し、後見人が欠けた場合は、遅滞なく家庭法院に後見人の選任を請求しなければならない。
- ② 後見監督人は、被後見人の身上や財産に対して急迫の事情がある場合には、その保護のために必要な行為又は処分をすることができる。
- ③ 後見人と被後見人との間に利害が相反する行為については、後見監督人が被後見人を代理する。

第940条の7（委任、および後見人の規定の準用）

後見監督人については、第681条、第691条、第692条、第930条第2項・第3項、第936条第3項、第4項、第937条、第939条、第940条、第947条の2第3項から第5項まで、第949条の2、第955条及び第955条の2の規定を準用する。

第3款 後見人の任務（新設2011.3.7）

第941条（財産の調査と目録の作成）

- ① 後見人は、遅滞なく被後見人の財産を調査し、2カ月以内に、その目録を作成しなければならない。ただし、正当な事由がある場合には、法院の許可を得て、その期間を延長することができる。
- ② 後見監督人があるときは、第1項の規定による財産の調査と目録の作成は、後見監督人の参与がなければ効力がない。

第942条（後見人の債権・債務の提示）

- ① 後見人と被後見人との間に債権・債務の関係があり、後見監督人があるときは、後見人は、財産目録の作成を完了する前にその内容を後見監督人に提示しなければならない。
- ② 後見人が、被後見人に対して債権を有することを知っているにも関わ

らず、第1項の規定による提示を怠った場合には、その債権を放棄したものとみなす。

第943条（目録の作成前の権限）

後見人は、財産の調査と目録の作成が完了するまでは、緊急に必要な場合でなければ、その財産に関する権限を行使してはならない。しかし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

第944条（被後見人が取得した包括的な財産の調査など）

前3条の規定は、後見人の就任後に、被後見人が包括財産を取得した場合にこれを準用する。

第947条（成年被後見人の福利と意思尊重）

成年後見人は、成年被後見人の財産管理や身上保護をするときには、様々な事情を考慮して、その福祉に合致する方法で事務を処理しなければならない。この場合、成年後見人は、成年被後見人の福利に反しない限り、成年被後見人の意思を尊重しなければならない。

第947条の2（成年被後見人の身上決定等）

- ① 成年被後見人は、自分の身上に関して、その状態が許す範囲で、単独で決定する。
- ② 成年後見人が成年被後見人の治療などの目的で精神病院又はその他の場所に隔離しようとする場合には、家庭法院の許可を受けなければならない。
- ③ 成年被後見人の身体を侵害する医療行為に対して、成年被後見人が同意できない場合には、成年後見人が代わって同意することができる。
- ④ 第3項の場合、成年被後見人が医療行為の直接の結果として死亡し、又は相当の障害を負う危険があるときには、家庭法院の許可を受けな

ればならない。ただし、許可手続で医療行為が遅滞して、成年被後見人の生命に危険を招くか、又は心身上の重大な障害を招くときには、医療行為の後に承認を請求することができる。

- ⑤ 成年後見人が、成年被後見人を代理し、成年被後見人が居住している建物又はその敷地について売却し、賃貸、伝賃権設定、抵当権の設定、賃貸借の解約、伝賃権の消滅、その他これに準ずる行為をする場合には、家庭法院の許可を受けなければならない。

第949条（財産管理権と代理権）

- ① 後見人は、被後見人の財産を管理し、その財産に関する法律行為について被後見人を代理する。
- ② 第920条のただし書の規定は、前項の法律行為に準用する。

第949条の2（成年後見人が数人の場合、権限の行使等）

- ① 家庭法院は、職権で、数人の成年後見人が共同して又は事務を分掌して、その権限を行使することを定めることができる。
- ② 家庭法院は、職権で、第1項の規定による決定を変更し、又は取り消すことができる。
- ③ 数人の成年後見人が共同で権利を行使しなければならない場合、ある成年後見人が成年被後見人の利益が侵害されるおそれがあるにも法律行為の代理等に必要な権限行使に協力しないときは、家庭法院は、成年被後見人、成年後見人、後見監督人又は利害関係人の請求によって、その成年後見人の意思表示を代える裁判をすることができる。

第949条の3（利害相反行為）

後見人については、第921条の規定を準用する。ただし、後見監督人がある場合にはこの限りではない。

第950条（後見監督人の同意を要する行為）

- ① 後見人が被後見人を代理して、次の各号のいずれかに該当する行為、又は未成年者について次の各号のいずれかに該当する行為に同意する場合は、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。
 - 1 営業に関する行為
 - 2 金銭を借りる行為
 - 3 義務のみを負担する行為
 - 4 不動産または重要な財産に関する権利の得失変更を目的とする行為
 - 5 訴訟行為
 - 6 相続の承認、限定承認又は放棄及び相続財産の分割に関する協議
- ② 後見監督人の同意を要する行為について、後見監督人が被後見人の利益を害するおそれがあるにも同意をしないときには、家庭法院は、後見人の請求により、後見監督人の同意に代わる許可することができる。
- ③ 後見監督人の同意を要する法律行為を後見人が後見監督人の同意なしにしたときには、被後見人または後見監督人がその行為を取り消すことができる。

第951条（被後見人の財産等の譲受に対する取消）

- ① 後見人が被後見人に対する第三者の権利を譲り受けたときは、被後見人は、これを取り消すことができる。
- ② 第1項の規定による権利の譲り受けた場合に、後見監督人があるときは、後見人は後見監督人の同意を得なければならない、後見監督人の同意がないときは、被後見人又は後見監督人が、これを取り消すことができる。

第952条（相手方に対して追認するか否かの催告）

第950条及び第951条の場合には、第15条の規定を準用する。

第953条（後見監督人の後見事務の監督）

後見監督人は、いつでも後見人に対し任務遂行の報告と財産目録の提出を要求することができ、被後見人の財産の状況を調査することができる。

第954条（家庭法院の後見事務に関する処分）

家庭法院は、職権で、又は被後見人、後見監督人、第777条の規定に基づく親族、その他の利害関係人、検事、地方自治団体の長の請求により、被後見人の財産の状況を調査し、後見人に財産の管理などの後見任務の遂行について必要な処分を命ずることができる。

第955条（後見人の報酬）

法院は、後見者の請求により、被後見人の財産の状況、その他の事情を参酌して、被後見人の財産の中から相当な報酬を後見人に与えることができる。

第955条の2（支出金額の予定と事務費用）

後見人が後見事務を遂行するために必要な費用は、被後見人の財産の中から支出する。

第956条（委任の親権の規定の準用）

第681条及び第918条の規定は、後見人にこれを準用する。

第4款 後見の修了（新設2011.3.7.）

第957条（後見事務の終了と管理の計算）

- ① 後見人の任務が終了したときは、後見人又はその相続人は、1ヶ月以内に被後見人の財産に関する計算をしなければならない。ただし、正当な事由がある場合には、法院の許可を得て、その期間を延長することができる。

- ② 第1項の計算は、後見監督人があるときは、その者が参与していなければ効力がない。

第958条（利息の付加と金銭消費に対する責任）

- ① 後見人が被後見人に支給すべき金額や、被後見人が後見人に支給する金額には、計算終了の日から利息を付加をしなければならない。
- ② 後見人が自己のために被後見人の金銭を消費した場合は、その消費した日からの利息を付加し、被後見人に損害があるときは、これを賠償しなければならない。

第959条（委任の規定の準用）

第691条、第692条の規定は、後見の終了時にこれを準用する。

第2節 限定後見と特定後見（新設2011.3.7.）

第959条の2（限定後見の開始）

家庭法院の限定後見開始の審判がある場合には、その審判を受けた者についても限定後見人を置かなければならない。

第959条の3（限定後見人の選任等）

- ① 第959条の2の規定による限定後見人は、家庭法院が職権で選任する。
- ② 限定後見人については、第930条第2項・第3項、第936条第2項から第4項まで、第937条、第939条、第940条及び第949条の3の規定を準用する。

第959条の4（限定後見人の代理状等）

- ① 家庭法院は、限定後見人に代理権を授与する審判をすることができる。
- ② 限定後見人の代理権等については、第938条第3項及び第4項の規定を準用する。

第959条の5（限定後見監督人）

- ① 家庭法院は、必要があると認めるときは、職権で、限定被後見人、親族、限定後見人、検事、地方自治団体の長の請求により、限定後見監督人を選任することができる。
- ② 限定後見監督人については、第681条、第691条、第692条、第930条第2項・第3項、第936条第3項、第4項、第937条、第939条、第940条、第940条の3第2項、第940条の5、第940条の6、第947条の2第3項から第5項まで、第949条の2、第955条及び第955条の2の規定を準用する。この場合、第940条の6第3項中「被後見人を代理する」は、「限定被後見人を代理し、又は限定被後見人がその行為をすることに同意する」とみなす。

第959条の6（限定後見事務）

限定後見の事務については、第681条、第920条ただし書、第947条、第947条の2、第949条、第949条の2、第949条の3、第950条から第955条まで及び第955条の2の規定を準用する。

第959条の7（限定後見人の任務の終了等）

限定後見人の任務が終了した場合については、第691条、第692条、第957条及び第958条の規定を準用する。

第959条の8（特定の後見に応じた保護対策）

家庭法院は、被特定後見人の後援のために必要な処分を命ずることができる。

第959条の9（特定後見人の選任等）

- ① 家庭法院は、第959条の8の規定に基づく処分によって、被特定後見

人を後援し、代理するための特定後見人を選任することができる。

- ② 特定後見人については、第930条第2項・第3項、第936条第2項から第4項まで、第937条、第939条及び第940条の規定を準用する。

第959条の10（特定後見監督人）

- ① 家庭法院は、必要があると認めるときは、職権で、又は被特定後見人、親族、特定後見人、検事、地方自治団体の長の請求により、特定後見監督人を選任することができる。
- ② 特定後見監督人については、第681条、第691条、第692条、第930条第2項・第3項、第936条第3項、第4項、第937条、第939条、第940条、第940条の5、第940条の6、第949条の2、第955条及び第955条の2の規定を準用する。

第959条の11（特定後見人の委任状）

- ① 被特定後見人の後援のために必要と認める場合、家庭法院は、期間や範囲を定めて、特定後見人に代理権を授与する審判をすることができる。
- ② 第1項の場合、家庭法院は、特定後見人の代理権行使に、家庭法院又は特定後見監督人の同意を得ることを命ずることができる。

第959条の12（特定後見事務）

特定後見事務については、第681条、第920条ただし書、第947条、第949条の2、第953条から第955条まで及び第955条の2の規定を準用する。

第959条の13（特定後見人の任務の終了等）

特定後見人の任務が終了した場合については、第691条、第692条、第957条及び第958条の規定を準用する。

第3節 後見契約（新設2011.3.7.）

第959条の14（後見契約の意義と締結方法等）

- ① 後見契約は、疾病、障害、老齢その他の事由に起因する精神的制約により、事務を処理する能力が不足している状況になるか、又は欠けている状況になることに備え、自己の財産の管理や身上保護に関する事務の全部又は一部を他の者に委託し、その委託事務に関して代理権を授与することを内容とする。
- ② 後見契約は、公正証書によって締結しなければならない。
- ③ 後見契約は、家庭法院が任意後見監督人を選任した時から効力が生じる。
- ④ 家庭法院は、任意後見人、任意後見監督人等は、後見契約を履行・運営する際に、本人の意思を最大限尊重しなければならない。

第959条の15（任意後見監督人の選任）

- ① 家庭法院は、後見契約が登記されている場合に、本人が事務を処理する能力が不足している状況にあると認めるときは、本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見人、検事又は地方自治団体の長の請求により、任意後見監督人を選任する。
- ② 第1項の場合、本人ではない者の請求により家庭法院が任意後見監督人を選任するときは、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、本人が意思を表示することができないときはその限りではない。
- ③ 家庭法院は、任意後見監督人が欠けた場合には、職権で、又は本人、親族、任意後見人、検事又は地方自治団体の長の請求により、任意後見監督人を選任する。
- ④ 家庭法院は、任意後見監督人が選任された場合でも、必要があると認めるときは、職権で、又は第3項の請求権者の請求により、任意後見監督人を追加し、選任することができる。

- ⑤ 任意後見監督人については、第940条の5の規定を準用する。

第959条の16（任意後見監督人の職務等）

- ① 任意後見監督人は、任意後見人の事務を監督し、その事務について家庭法院に定期的に報告しなければならない。
- ② 家庭法院は、必要と認める場合、任意後見監督人に監督事務に関する報告を求めることができ、任意後見人の事務又は本人の財産状況の調査を命じ、又はその他任意後見監督人の職務に関して必要な処分を命ずることができる。
- ③ 任意後見監督人については、第940条の6第2項・第3項、第940条の7及び第953条の規定を準用する。

第959条の17（任意後見開始の制限等）

- ① 任意後見人が第937条各号に該当する者又はその他に顕著な非行をする者か、後見契約で定められた任務に適しない事由がある者である場合、家庭法院は、任意後見監督人を選任しない。
- ② 任意後見監督人を選任した後、任意後見人が顕著な非行をするか、その他の任務に適しない事由があるような場合には、家庭法院は、任意後見監督人、本人、親族、検事又は地方自治団体の長の請求により、任意後見人を解任することができる。

第959条の18（後見契約の終了）

- ① 任意後見監督人の選任前に、本人又は任意後見人は、いつでも公証人の認証を受けた書面によって後見契約の意思表示を撤回することができる。
- ② 任意後見監督人の選任後には、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合にのみ、家庭法院の許可を得て、後見契約を終了することができる。

第959条の19（任意後見人の代理権消滅と第三者との関係）

任意後見人の代理権消滅は、登記をしなければ、善意の第三者に対抗することができない。

第959条の20（後見契約と成年後見・限定後見・特定後見の関係）

- ① 後見契約が登記されている場合には、家庭法院は、本人の利益のために特に必要となしにのみ、任意後見人又は任意後見監督人の請求により成年後見、限定後見または特定後見の審判をすることができる。この場合、後見契約は、本人が成年後見または限定後見開始の審判を受けたときに終了する。
- ② 本人が成年被後見人、限定被後見人又は被特定後見人である場合に、家庭法院は、任意後見監督人を選任するにあたり、従前の成年後見、限定後見または特定後見の終了の審判をしなければならない。ただし、成年後見または限定後見措置の継続が本人の利益のために特に必要であると認められるときは、家庭法院は、任意後見監督人を選任しない。

（出典：民法一部改正 2013.4.5. 法律第11728号，施行2013.7.1. 法務部）